

## 日本赤十字社掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、日本赤十字社の主旨及び業務について、広く市民に理解を求めるため、自治会、町会、区等（以下「自治会」という。）が設置する日本赤十字社掲示板（以下「掲示板」という。）及び防災看板に係る費用を予算の範囲内で助成することに関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この規定において、「掲示板」及び「防災看板」とは、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 掲示板とは、ポスター、チラシ、文書等が掲載できるものをいう。

(2) 防災看板とは、その自治会内の避難経路、避難場所が記載されたものをいう。

(助成の対象)

**第3条** この規定により助成を受けられる自治会及び対象とする掲示板又は防災看板は次のとおりとする。

(1) 掲示板及び防災看板の助成申請最終日までに日本赤十字社我孫子市地区に社資を納入した自治会であること。

(2) 1自治会につき、掲示板又は防災看板どちらか1基の申請に限る。

(3) 前年度に、この規程に基づき、助成を受けていない自治会であること。

(4) 自治会の総会等で掲示板又は看板設置の同意が得られていること。

(5) 掲示板及び防災看板に、「日本赤十字社我孫子市地区」と表示すること。

(6) 掲示板に掲載するポスター、チラシ、文書、広告等については、原則として日本赤十字社に関する掲示物とする。

(7) その他、日本赤十字社我孫子市地区長（以下「地区長」という）が認めたものについては、この限りではない。

(責務)

**第4条** 助成を受けた自治会は、掲示板又は防災看板の効果的な利用ができるよう、責任を持って管理運営しなければならない。

**2** 掲示板又は防災看板の設置場所については、自治会が責任をもって定める。

**3** 掲示板又は防災看板の修繕に関しては、自治会の負担とする。

(助成金の額)

**第5条** 助成の額は、1自治会につき次のとおりとする。

(1) 掲示板は、80,000円を限度とする。

(2) 防災看板は、60,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

**第6条** 自治会が、掲示板又は防災看板設置に伴う費用の助成を受けようとするときは、日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金交付申請書（様式第1号）を地区長に提出しなければならない。

2 申請期間は、7月1日から1月31日までとする。ただし、申請期間の最終日が休日の場合には、次の開庁日まで申請できるものとする。地区長が認めるときは、この限りでない。

(助成金の決定)

**第7条** 地区長は、前条の規定により、申請があったときは、これを審査し、その適否を日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(実績報告)

**第8条** 掲示板又は防災看板を設置した自治会は、掲示板又は防災看板設置完了後、20日以内に日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金実績報告書（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）を地区長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

**第9条** 地区長は、実績報告書等の内容を審査し、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき額を確定し、日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金確定通知書（様式第4号）により自治会に通知する。

(助成金の請求)

**第10条** 前条の規定により確定した助成金の交付を受けようとする自治会は、日本赤十字社掲示板又は防災看板設置費用助成金請求書（様式第5号）を地区長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

**第11条** 地区長は、助成金の交付決定を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 助成決定の内容又は、これに付した条件、その他に違反したとき。
- (3) 助成事業を実施せず、又はその成績が良好でないとき。

(助成金の返還)

**第12条** 地区長は、申請者が虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

**第13条** 日本赤十字社掲示板及び防災看板設置に伴う費用の助成に関する事務処理は、健康福祉部社会福祉課が行う。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、地区長が別に定める。

附則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。